

とちぎの公共交通「共創プロジェクト」 令和7年度第1回「福祉×交通」

日時：令和7(2025)年8月5日(火) 14:00～15:30

会場：栃木県庁北別館 203 会議室・オンライン

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 「自家用有償旅客運送事務」に関する研修会 (14:05～14:50)
- 4 「共創（福祉×交通）」に関する勉強会 (14:50～15:30)
- 5 閉 会

【 配付資料 】

資料1 自家用有償旅客運送事務に関する研修会 (P1～46)

資料2 共創（福祉×交通）に関する勉強会 (P47～54)

栃木県県土整備部交通政策課

とちぎの公共交通「共創プロジェクト」

令和7年度 第1回「福祉×交通」 第1部

自家用有償旅客運送事務に関する研修会

栃木県県土整備部交通政策課
令和7年8月5日

- 1 自家用有償旅客運送とは？**
- 2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況**
- 3 標準的な事務スケジュール**
- 4 申請書の作成にあたっての留意事項
(更新登録の場合)**

- 1 自家用有償旅客運送とは？**
- 2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況
- 3 標準的な事務スケジュール
- 4 申請書の作成にあたっての留意事項
(更新登録の場合)

自家用有償旅客運送とは…

バスやタクシーが十分に運行されていない地域において、**自家用車**を使用して、**有償**で、人を運ぶことのできるサービス

(道路運送法78条第2号)



出典：矢板市HP



出典：国土交通省HP

自動車で誰かを有償で輸送する場合・・・



- ・ 許可が必要
- ・ いわゆる「**緑ナンバー**」(事業用自動車)
- ・ 運転手は**2種免許**が必要



路線バス・タクシー・貸切バスなど

※では、無償の（人を運ぶ対価としてお金を取らない）場合は・・・



→もちろん許可等は不要、いわゆる「**白ナンバー**」(自家用自動車)

例外

しかし、すべての地域を公共交通等でカバーできる訳ではないため、自家用自動車（白ナンバー）で有償で輸送する形態も存在



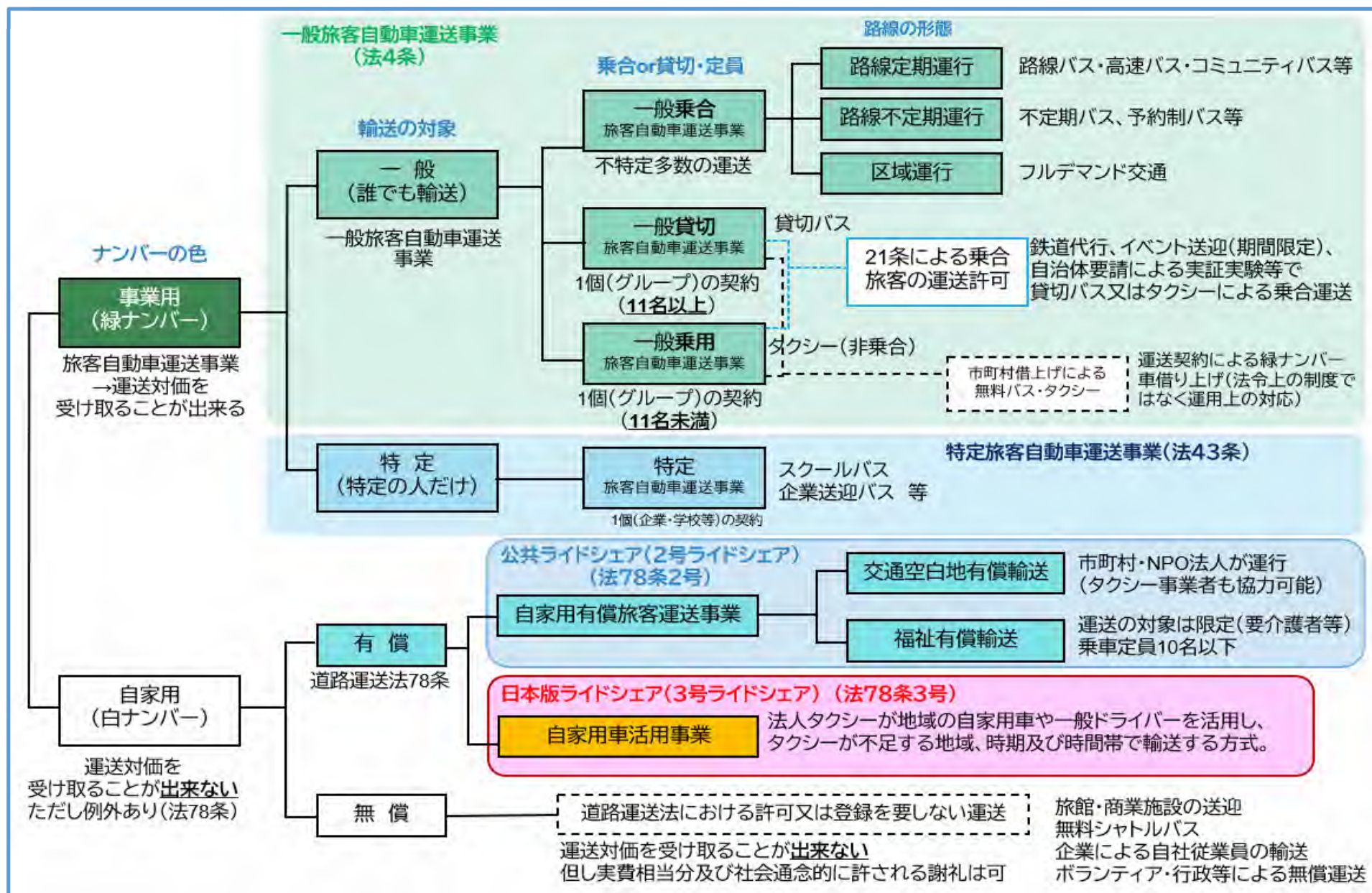
自家用有償旅客運送

(道路運送法78条第2号)



1 自家用有償旅客運送とは？

▶ 道路運送法における旅客運送に関する各種事業の一覧表





自家用有償旅客運送に関することを 調べたいときは…

▶ 自家用有償旅客運送について

(国土交通省ホームページ → https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html)

制度に関する法令や機関等の
情報、Q&Aはこちらから入手！

▶ 自家用有償旅客運送の登録・届出等について

(栃木県ホームページ → <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h03/jikayouyuusyou.html>)

手続き等に必要な様式等は
ここからダウンロード！

▶ 自家用有償旅客運送に関係する主な通達

(国土交通省ホームページ → https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html)

法令等にかかれていない実務上の
運用に関する事などについて
知りたいときはこちら！

【制度全般】

- 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて
- 自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて
- 道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領について

【交通空白地有償運送関係】

- 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について
- 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

【福祉有償運送関係】

- 福祉有償運送の登録に関する処理方針について
- 福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について



自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送) 国土交通省

自家用有償旅客運送 (道路運送法第78条第2号関係)

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、**一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に**、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による**自家用自動車を使用した有償(※)旅客運送**を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものです。

(※) 実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲。

○実費の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされている。

- ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送 (住民等のための「自家用有償旅客運送」)

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、**地域住民、観光旅客その他の来訪者**の運送を行うもの

- 「路線」又は「区域」を設定
- 乗車定員規定なし



福祉有償運送 (身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」)

タクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等の輸送を行うもの

- 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス(「区域」を設定)
- 乗車定員11人未満



1 自家用有償旅客運送とは？

自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送) 国土交通省

自家用有償旅客運送を実施する者

- ・市町村
 - ・NPO法人
 - ・一般社団法人又は一般財団法人
 - ・(地方自治法に規定する)認可地縁団体
 - ・農業協同組合
 - ・消費生活協同組合
 - ・医療法人
 - ・社会福祉法人
 - ・商工会議所
 - ・商工会
 - ・労働者協同組合
 - ・営利を目的としない法人格を有しない会社
- ※道路運送法施行規則第48条参照

自家用有償旅客運送を実施する者には、必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者の選任等)が求められます！



自家用有償旅客運送の登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者(※)の協議

【地域公共交通会議(旧「運営協議会」を含む)】

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

※関係者：関係地方公共団体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、バス・タクシーの運転者が組織する団体、その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

(市町村又は都道府県に権限が移譲(※)されている場合は、当該市町村又は都道府県)

【有効期間】2年(重大事故を起こしていない場合等は3年、事業者協力型を行う場合等は5年)

※権限移譲先：埼玉県、栃木県、東京都江東区、神奈川県横浜市、神奈川県大和市、茨城県五霞町

自家用有償旅客運送登録後

有効期限の更新

登録時に付された登録期限を更新するための申請。(更新の際も交通会議などでの合意が必要)

登録事項の変更

地域における関係者の協議を経て、変更登録申請。(軽微な変更の場合は変更届出)

実績報告の提出

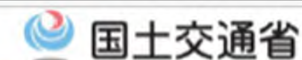
毎年、前年4月1日から3月末までの実績を「輸送実績報告書」に記載し5月末までに運輸支局等に提出。

指導・監督

安全体制の確保状況について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

1 自家用有償旅客運送とは？

自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送)



「地域公共交通会議」と「運営協議会」の統合 (令和5年道路運送法施行規則改正)

○ 運営協議会における協議事項は地域公共交通会議においても協議を調えることが可能となっているところ、協議の場を運営しやすくする観点から、運営協議会に係る規定を削除し、法令上、**運営協議会を地域公共交通会議に統合**。

改正前

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会 (以下「地域公共交通会議等」という。) において協議が調っていることを証する書類 (第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

五～十四 (略)

改正後

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類 (第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

五～十四 (略)

地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会を指します

現状、「地域公共交通会議」と「運営協議会」それぞれを設置・運営し、「運営協議会」では主に福祉有償運送についての協議を行い、福祉部局が事務局を担っている自治体が多くあります。

今回の改正によって、制度上は「地域公共交通会議」と「運営協議会」を統合しましたが、必ずしも自治体における運用上統合を要するものではなく、自治体の判断に委ねられます。

また、「運営協議会」という名称を変える必要もありません。



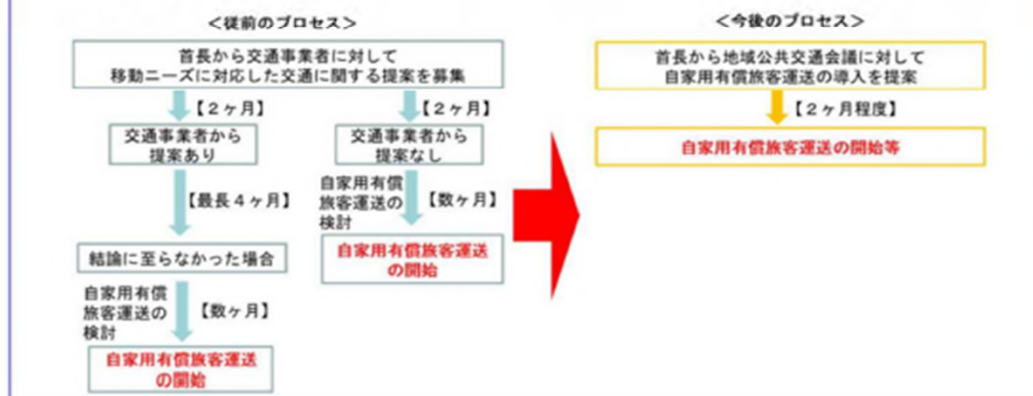
自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送) 国土交通省

自家用有償旅客運送の検討プロセス

- 地域における関係者が協議を行うため、「**地域公共交通会議**」(旧「**運営協議会**」を含む)を設置することが必要です。
- 議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議等の設置要綱に議決に係る方法を定めておきましょう(法令上は、必ずしも全会一致での議決が求められるものではありません)。
- 地域の移動ニーズに対応した交通の導入について、バス・タクシー事業者から具体的な提案がなされなかった場合や、バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して協議が調わない場合は、「**バス・タクシー事業者によることが困難であること**」について**協議が調ったものとみなす**ことができます。
- **2カ月の期間内に協議の結論に至らなかった場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が、設置要綱の規定に基づき、協議内容を尊重しつつ、自らの責任において、最終的な判断を行えることとし、自家用有償旅客運送を実施するとの判断がなされた場合には実施することについての協議が整ったものとみなす**ことができます。
※この場合、設置要綱にその旨を記載する必要があります。

地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。



1 自家用有償旅客運送とは？

自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送) 国土交通省

事業者協力型自家用有償旅客運送の導入(令和2年11月)

- 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化
- 地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化
⇒インバウンドを含む観光ニーズへも対応

事業者協力型自家用有償旅客運送

交通事業者
(バス・タクシー)

ノウハウを活用して協力

(協力の形態)

- ⇒ 交通事業者が運行管理、車両整備管理又は運送手配サービスの委託を受ける。
- ⇒ 交通事業者がNPO等の構成員として参画し、運行管理、車両整備管理又は運送手配サービスを担当する。

自家用有償旅客運送者 (市町村等)

市町村等が使用権原を有する自家用自動車



- 運行管理、車両整備管理
- 運行管理、手配サービス

ドライバー

「自家用有償旅客運送ハンドブック」や「登録に関する処理方針(申請書様式含む)」等を関東運輸局ホームページに掲載しています。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/jikayo/unsou.html

(関東運輸局トップページから「バス・タクシー・トラック等」をクリック→「自家用有償運送」)



1 自家用有償旅客運送とは？

自家用自動車を使用した有償運送(自家用有償旅客運送) 国土交通省

自家用有償旅客運送制度の制度改革(令和6年4月)

令和6年4月26日付で「自家用有償旅客運送の制度改善する」旨の通達を发出

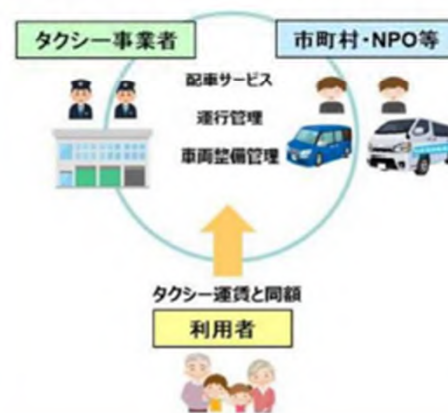
- 一定のダイナミックプライシングの導入
- 自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みの構築
- 運送区域の設定の柔軟化

ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。
 - ① 通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
 - ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
 - ③ 一定期間に收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

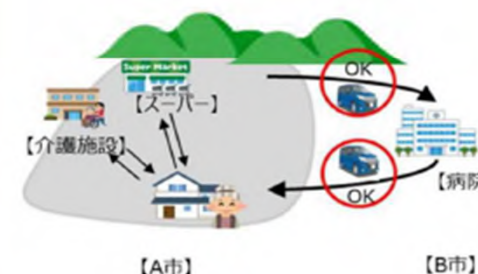
タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営(タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供)が可能であることを通達上明記する。



運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内であればよいことを通達上明記する。



- 1 自家用有償旅客運送とは？
- 2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況**
- 3 標準的な事務スケジュール
- 4 申請書の作成にあたっての留意事項
(更新登録の場合)

2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況

▶ 栃木県内における自家用有償旅客運送（交通空白地） 登録団体一覧

※令和7年7月14日時点

	登録番号	名称	所在地	運送の区間又は区域	電話	有効期限
1	関栃市交 3号	矢板市	矢板市本町5番4号	(1) 城の湯温泉センター～矢板駅～城の湯温泉センター 12.2km	0287-43-6755	令和9年9月30日
2	関栃市交 4号	大田原市	大田原市本町1-4-1	別紙のとおり	0287-23-8832	令和7年9月30日
3	関栃市交 7号	那須烏山市	那須烏山市中央1-1-1	(1) 烏山駅前～城東・大沢～高部車庫 21.81km (2) 烏山駅前～城東・芳賀黒田～市貝温泉 23.82km	0287-83-1151	令和8年9月30日
4	関栃市交 10号	日光市	日光市今市本町1番地	(1) 足尾双愛病院～田元～銅親水公園 8.7km (2) 足尾双愛病院～田元～遠上回転場所 10.5km (3) 足尾双愛病院～赤倉・清滝～JR日光駅 31.05km	0288-21-5151	令和8年9月29日
5	栃木県交 1号	コリーナ・玉田共助バス 運営会	矢板市大槻2320-71	(1) コリーナ矢板～片岡駅西口、塩谷病院～コリーナ矢板 30.0km (2) コリーナ矢板～片岡駅西口～コリーナ矢板 16.0km	0287-48-1553	令和8年8月19日

2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況

▶ 栃木県内における自家用有償旅客運送（福祉） 登録法人一覧

※令和7年7月14日時点

No.	許可番号		法人名	所在地	運送の区域	有効期限	No.	許可番号		法人名	所在地	運送の区域	有効期限
	関栃福	栃県福						関栃福	栃県福				
1	1		社会福祉法人 すぎのこ会	栃木市岩舟町鷺巣302-1	栃木市	令和8年8月9日	31	70		医療法人社団 友志会	野木町友沼5320-2	野木町、古河市	令和8年9月28日
2	3		特定非営利活動法人 グループたすけあいエブロン	高根沢町花岡1503-3	さくら市、高根沢町	令和8年8月9日	32	71		社会福祉法人 ころろみる会	足利市田島町616	足利市	令和8年9月18日
3	5		社会福祉法人 すぎなみき会	日光市板橋2610-1	日光市	令和8年3月30日	33	74		社会福祉法人 徳知会	佐野市田島町213	佐野市	令和8年9月6日
4	6		社会福祉法人 大和久福祉会	那須烏山市南大和久956-2	那須烏山市、那珂川町	令和9年6月18日	34	75		社会福祉法人 機働会（あいあいかい）	宇都宮市古賀志町1964-12	宇都宮市	令和8年9月28日
5	8		特定非営利活動法人 ウエーブ	日光市瀬川95-1	日光市	令和10年4月27日	35	76		社会福祉法人 たかはら学園	矢板市越畑226	矢板市	令和8年9月28日
6	9		特定非営利活動法人 このけびとまれ	栃木市吹上町1645-4	栃木市（岩舟地域を除く）	令和9年5月20日	36	80		社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会	栃木市今泉町2丁目1番40号	栃木市	令和8年3月30日
7	10		特定非営利活動法人 サポートつくし	日光市瀬尾268番地8	日光市	令和9年6月3日	37	81		特定非営利活動法人 福聚会	鹿沼市板荷2971番地3	鹿沼市	令和10年4月12日
8	11		特定非営利活動法人 まごの手	佐野市新吉水町375	佐野市	令和8年5月24日	38	84		特定非営利活動法人 愛・やまなえケアセンター	足利市鹿島町479番地1	足利市	令和7年8月31日
9	13		特定非営利活動法人 グリーン	佐野市大橋町1542-1	足利市、栃木市、佐野市	令和8年6月1日	39	85		一般社団法人 協働福祉とちぎ	宇都宮市岩曾町1392-45	宇都宮市	令和8年3月26日
10	16		社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会	芳賀町祖母井1-6-1	市貝町、芳賀町	令和8年3月30日	40	88		特定非営利活動法人 遊・夢・悠	鹿沼市万町931-14	鹿沼市	令和9年10月24日
11	23		社会福祉法人 あゆみ園	栃木市皆川城内町333-2	栃木市	令和8年6月1日	41	89		社会福祉法人 ブローニユの森	佐野市堀米町3905-4	佐野市、栃木市（旧岩舟町）	令和9年11月18日
12	24		社会福祉法人 バステル	小山市乙女625-2	野木、小山、栃木（旧藤岡）、下野、古河	令和8年9月28日	42	90		特定非営利活動法人 旋風	佐野市石塚町415	佐野市	令和10年2月9日
13	25		社会福祉法人 百寿会	宇都宮市長岡町163-5	宇都宮市	令和9年9月20日	43	92		特定非営利活動法人 ハートフルふきあげ	栃木市都賀町高張255-1	栃木市、佐野市、鹿沼市	令和10年4月30日
14	30		社会福祉法人 益子のぞみの星福祉会	益子町大沢2800-5	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	令和8年3月30日	44	93		特定非営利活動法人 協働介護ステーションひよこ	足利市葉鹿町1-31-20	足利市	令和10年6月2日
15	32		特定非営利活動法人 もてぎ介護センターたいよう	茂木町茂木1724-1	茂木町	令和8年5月9日	45	95		特定非営利活動法人 ホワイトバード	宇都宮市下栗町2947-8	宇都宮市	令和7年7月17日
16	33		社会福祉法人 幸真会	足利市通5丁目3435-3	足利市	令和8年3月30日	46	96		労働福祉協議会 ワークスコープ・センター	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋 I S P タマビル	那須塩原市	令和7年10月6日
17	35		特定非営利活動法人 毎日クリスマス	日光市佐下部305	日光市	令和8年3月30日	47	98		特定非営利活動法人 みどりの社	栃木市大平町下皆川132-3	栃木市	令和8年9月17日
18	36		社会福祉法人 薫陶会	高根沢町花岡2158-10	高根沢町	令和8年3月30日	48	99		特定非営利活動法人 いきいきライフ	日光市土沢201-1	日光市	令和8年12月15日
19	37		社会福祉法人 益子町社会福祉協議会	益子町益子1532-5	益子町	令和8年3月30日	49	1		特定非営利活動法人 和優会	鹿沼市引田1400	鹿沼市	令和10年2月23日
20	38		社会福祉法人 スイートホーム	栃木市都賀町原宿1424-1	栃木市	令和8年3月30日	50	2		医療法人社団 為仁会	矢板市末広町45-3	矢板市、塩谷町	令和8年1月22日
21	39		医療法人 渡部医院	那須塩原市大原間140-1	那須塩原市	令和8年3月30日	51	3		特定非営利活動法人 あじさい	小山市土塔247-30	小山市	令和8年2月28日
22	41		社会福祉法人 同愛会	塩谷町熊ノ木1057-1	真岡、大田原、那須塩原、益子、茂木、市貝、芳賀、塩谷、那珂川	令和8年4月27日	52	4		特定非営利活動法人 チャレンジド・コミュニティー	宇都宮市花房2-8-6	宇都宮市、上三川町、高根沢町	令和8年7月19日
23	43		社会福祉法人 とちのみ会	佐野市小中町1280	佐野市	令和8年5月24日	53	5		社会福祉法人 るりこう会	足利市堀込町2006-1	足利市	令和8年7月31日
24	45		社会福祉法人 光誠会	宇都宮市東築瀬1-29-1	高根沢町	令和8年3月30日	54	6		社会福祉法人 那珂川町社会福祉協議会	那珂川町馬頭560-1	那珂川町	令和9年2月13日
25	50		社会福祉法人 美明会	足利市久保田町1223	足利市	令和8年5月16日	55	7		特定非営利活動法人 アグネス会	下野市小金井1224-1	下野市、上三川町	令和9年4月11日
26	53		医療法人 木水会	栃木市岩舟町静550-2	栃木市（旧藤岡町、旧岩舟地域）	令和8年5月16日	56	8		医療法人 孝栄会	足利市福居町1210	足利市	令和10年6月11日
27	56		社会福祉法人 あいのか福祉会	大田原市小滝上ノ山17-18	大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町	令和8年6月1日	57	12		特定非営利活動法人 クローバー	栃木市祝町3-26	栃木市	令和9年9月27日
28	64		社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会	宇都宮市駒生町3337-1	さくら市	令和8年8月23日	58	13		特定非営利活動法人 元気	鹿沼市深津2157	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、壬生町	令和10年4月16日
29	66		特定非営利活動法人 あすなろ友の会	大田原市佐久山2274-5	大田原市	令和7年9月1日	59	14		特定非営利活動法人 つなぎ	那須郡那須町大字寺子丙1-124	那須町	令和8年3月27日
30	68		社会福祉法人 若草福祉会	埼玉県本庄市仁手669-4	佐野市	令和8年9月6日	60	15		特定非営利活動法人 穂野たすけあい	佐野市寺中町2297-1	佐野市	令和9年1月27日
							61	16		特定非営利活動法人 再モケアサービス	足利市駒場町568-1	足利市、栃木市、佐野市	令和9年1月29日
							62	17		特定非営利活動法人 NEXT-SPRING足利	足利市福居町1244-2	足利市	令和9年5月20日

2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況

▶自家用有償旅客運送（福祉）の手続きに係る市町等の連絡先一覧

※令和7年7月14日時点

市町村名	担当部署		電話番号	FAX番号	メールアドレス	市町村名	担当部署		電話番号	FAX番号	メールアドレス
	部	課					部	課			
宇都宮市	保健福祉部	保健福祉総務課	028-632-2930	028-639-8825	u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp	下野市	都市建設部	都市政策課	0285-32-8909	0285-32-8612	toshiseisaku@city.shimotsuke.lg.jp
足利市	健康福祉部	元気高齢課	0284-20-2270	0284-20-1456	genki@city.ashikaga.lg.jp	上三川町		健康福祉課	0285-56-9190	0285-56-6868	fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp
栃木市	保健福祉部	福祉総務課	0282-21-2201	0282-21-2682	f-total02@city.tochigi.lg.jp	益子町	生活環境部	高齢者支援課	0285-72-8852	0285-72-6430	kourei@town.mashiko.lg.jp
佐野市	健康医療部	介護保険課	0283-20-3022	0283-21-3254	kaigo@city.sano.lg.jp	茂木町		保健福祉課	0285-63-5603	0285-63-5600	kaigo@town.motegi.lg.jp
鹿沼市	保健福祉部	高齢福祉課	0289-63-2288	0289-63-2169	koureifukushi@city.kanuma.lg.jp	市貝町		長寿福祉課	0285-68-1113	0285-68-4671	fukusi@town.ichikai.lg.jp
日光市	健康福祉部	社会福祉課	0288-25-3064	0288-21-5105	shakai-fukushi@city.nikko.lg.jp	芳賀町		健康福祉課	028-677-6015	028-677-2716	kaigo@town.tochigi-haga.lg.jp
小山市	保健福祉部	福祉総務課	0285(22)9624	0285(24)2370	d-fsomu@city.oyama.tochigi.jp	壬生町	住民福祉部	健康福祉課	0282-81-1829	0282-81-1121	kenko@town.mibu.lg.jp
真岡市	健康福祉部	社会福祉課	0285-83-8129	0285-83-8554	syakaifukushi@city.moka.lg.jp	野木町	町民生活部	健康福祉課	0280-57-4173	0280-57-4193	kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp
大田原市	保健福祉部	高齢者幸福課	0287-23-8740	0287-23-4521	kourei@city.ohtawara.tochigi.jp	塩谷町		福祉課	0287-47-5173	0287-45-1840	fukushi@town.shioya.lg.jp
矢板市	健康福祉部	社会福祉課	0287-43-1116	0287-43-5404	shakaifukushi@city.yaita.lg.jp	高根沢町		健康福祉課	028-675-8105	028-675-8988	kaigo@town.takanezawa.lg.jp
		幸齢課	0287-43-3896	0287-43-5404	kourei@city.yaita.lg.jp	那須町		保健福祉課	0287-72-6917	0287-72-0904	hoken@town.nasu.lg.jp
那須塩原市	保健福祉部	高齢福祉課	0287-62-7137	0287-63-8911	koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp	那珂川町		健康福祉課	0287-92-1119	0287-92-1164	shakaif@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
さくら市	健康福祉部	福祉課	028-681-1161	028-682-1305	fukushi@city.tochigi-sakura.lg.jp	栃木県	県土整備部	交通政策課	028-623-2447		kotsu@pref.tochigi.lg.jp
		高齢課	028-681-1155	028-682-1305	korei@city.tochigi-sakura.lg.jp						
那須烏山市		健康福祉課	0287-88-7115	0287-88-6069	kenkohfukushi@city.nasukarasuyama.lg.jp						

- 1 自家用有償旅客運送とは？
- 2 栃木県内の自家用有償旅客運送の状況
- 3 標準的な事務スケジュール**
- 4 申請書の作成にあたっての留意事項
(更新登録の場合)

自家用有償旅客運送の**事業を行う場合**は、

**必要な申請書を作成・提出して、
登録を受けたり、届出をしなければいけません**

- | | |
|-----------|------------|
| ✓ 新規登録 | 道路運送法79条 |
| ✓ 更新登録 | 道路運送法79条の6 |
| ✓ 変更登録・届出 | 道路運送法79条の7 |

申請の区分に応じた 事務作業の着手時期の“目安”について

① 新規 登録

事業開始の **2ヶ月前**

まずは、関係市町へ
Let's相談👍

② 更新 登録

有効期間の満了日の **2ヶ月前**

まずは、関係市町へ
Let's相談👍

③ 変更 登録

登録事項の変更をする日の **2ヶ月前**

まずは、関係市町へ
Let's相談👍

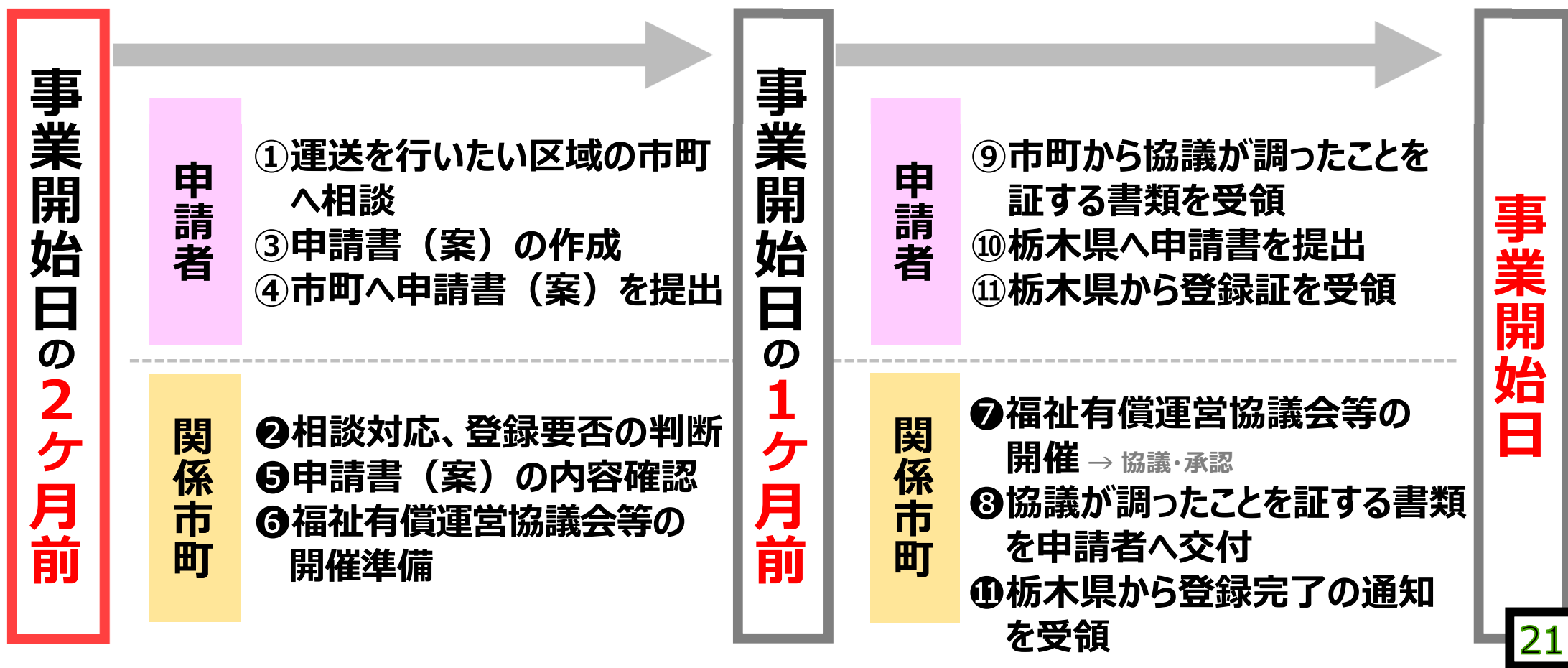
④ 変更 届出

軽微な登録事項の変更をした日から **30日以内**

なるべく早めに
栃木県へ届出を！

申請の区分に応じた **主な事務手続の流れ** (①新規)

① 新規登録



申請の区分に応じた **主な事務手続の流れ** (②更新)

② **更新** 登録

▶参考 (登録証の有効期間)

- ✓ 新規登録した場合 → 2年
- ✓ 有効期間内に事故等を起こした場合 → 2年
- ✓ 上記以外の場合 → 3年

有効期間満了日の**2ヶ月前**

申請者

- ① 運送を行いたい区域の市町へ相談
- ③ 申請書 (案) の作成
- ④ 市町へ申請書 (案) を提出

関係市町

- ② 相談対応
- ⑤ 申請書 (案) の内容確認
- ⑥ 福祉有償運営協議会等の開催準備

有効期間満了日の**1ヶ月前**

申請者

- ⑨ 市町から協議が調ったことを証する書類を受領
- ⑩ 栃木県へ申請書を提出
- ⑪ 栃木県から登録証を受領

関係市町

- ⑦ 福祉有償運営協議会等の開催 → 協議・承認
- ⑧ 協議が調ったことを証する書類を申請者へ交付
- ⑫ 栃木県から登録完了の通知を受領

有効期間満了日

申請の区分に応じた **主な事務手続の流れ** (③変更)

③ **変更** 登録

- ▶主に**次の事項を変更**しようとする場合には、**変更登録**が必要です
 - ✓ 路線又は運送の区域 (**※増加する場合**)
 - ✓ 旅客の範囲 (**※拡大する場合**)
- ※**上記以外の事項を変更**しようとする場合は、**軽微な事項の変更届出**に該当

登録事項変更日の**2ヶ月前**

申請者

- ① 運送を行いたい区域の市町へ相談
- ③ 申請書(案)の作成
- ④ 市町へ申請書(案)を提出

関係市町

- ② 相談対応
- ⑤ 申請書(案)の内容確認
- ⑥ 福祉有償運営協議会等の開催準備

登録事項変更日の**1ヶ月前**

申請者

- ⑨ 市町から協議が調ったことを証する書類を受領
- ⑩ 栃木県へ申請書を提出
- ⑪ 栃木県から登録証を受領

関係市町

- ⑦ 福祉有償運営協議会等の開催 → 協議・承認
- ⑧ 協議が調ったことを証する書類を申請者へ交付
- ⑩ 栃木県から登録完了の通知を受領

登録事項の変更日

申請の区分に応じた 主な事務手続の流れ (④軽微な変更)

④ 変更 届出

- ▶主に次の事項を変更した場合には、**変更届出**が必要です
 - ✓ 名称・住所・代表者の氏名
 - ✓ 路線又は運送の区域 (縮小する場合)
 - ✓ 事務所の名称及び位置
 - ✓ 自家用自動車の数とその種類ごとの数
 - ✓ 旅客の範囲 (縮小する場合)

登録事項の軽微な変更をした日

申請者

- ①届出書の作成
- ②栃木県へ届出書※を提出

※次の事項を変更した場合は、**登録証の再交付が必要**になるので、届出書に現在交付を受けている「登録証 (原本)」を添付してください。

- ✓ 名称・住所・代表者の氏名
- ✓ 路線又は運送の区域 (縮小する場合)

- ⑥栃木県から登録証を受領

栃木県

- ③届出書の内容確認
- ④登録簿の調製
- (⑤登録証を申請者へ交付)

登録事項の軽微な変更をした日から **30日以内**

3 標準的な事務スケジュール

▶ 詳細な事務フロー

★登録を目指す日から逆算して

概ね2ヶ月前 →

★登録を目指す日から逆算して

概ね1ヶ月前 →

登録日 →

